

地保第 2598 号
令和 4 年 10 月 28 日

大阪府内指定都市・中核市
保健福祉主管部局長 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

標記について、平成 30 年 5 月 11 日付け地保第 1382 号において、資料の保全依頼及び該当資料の有無について調査を行いました。今般、令和 4 年 8 月 31 日付け子母発 0831 第 3 号、子家発 0831 第 2 号、医政総発 0831 第 1 号、社援保発 0831 第 1 号、障企発 0831 第 1 号により厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び家庭福祉課長、社会・援護局保護課長及び障害保健福祉部企画課長並びに医政局総務課長から別添により、当該資料の保全について再度依頼がありました。

同通知については貴市に対しましても直接依頼があったと存じますが、本府では資料の適切な保全の再依頼（別添通知記 1）に加え、医療機関等が廃止され、承継先が存在しない場合においては、大阪府が関連資料を保存すること（別添通知記 2）となっていることから、通知の趣旨を踏まえ、関連資料等の保全依頼にあわせて、再度資料の有無について調査を実施させていただくこととし、大阪府の所管施設に対し別紙により発送いたしました。

つきましては、貴市におかれましても、管内の各保全措置対象施設及び機関への周知及び調査に格別の御配慮を賜りますよう依頼申し上げます。

保健医療室地域保健課母子グループ 杉山
電話 06-6944-6698 内線 6698
FAX06-4792-1722
e-mail: chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp